

平成二十七年度賀茂県主祖先祭 記念講演

**平安京とカモ氏-カモ祭の盛行とそのすがた-**

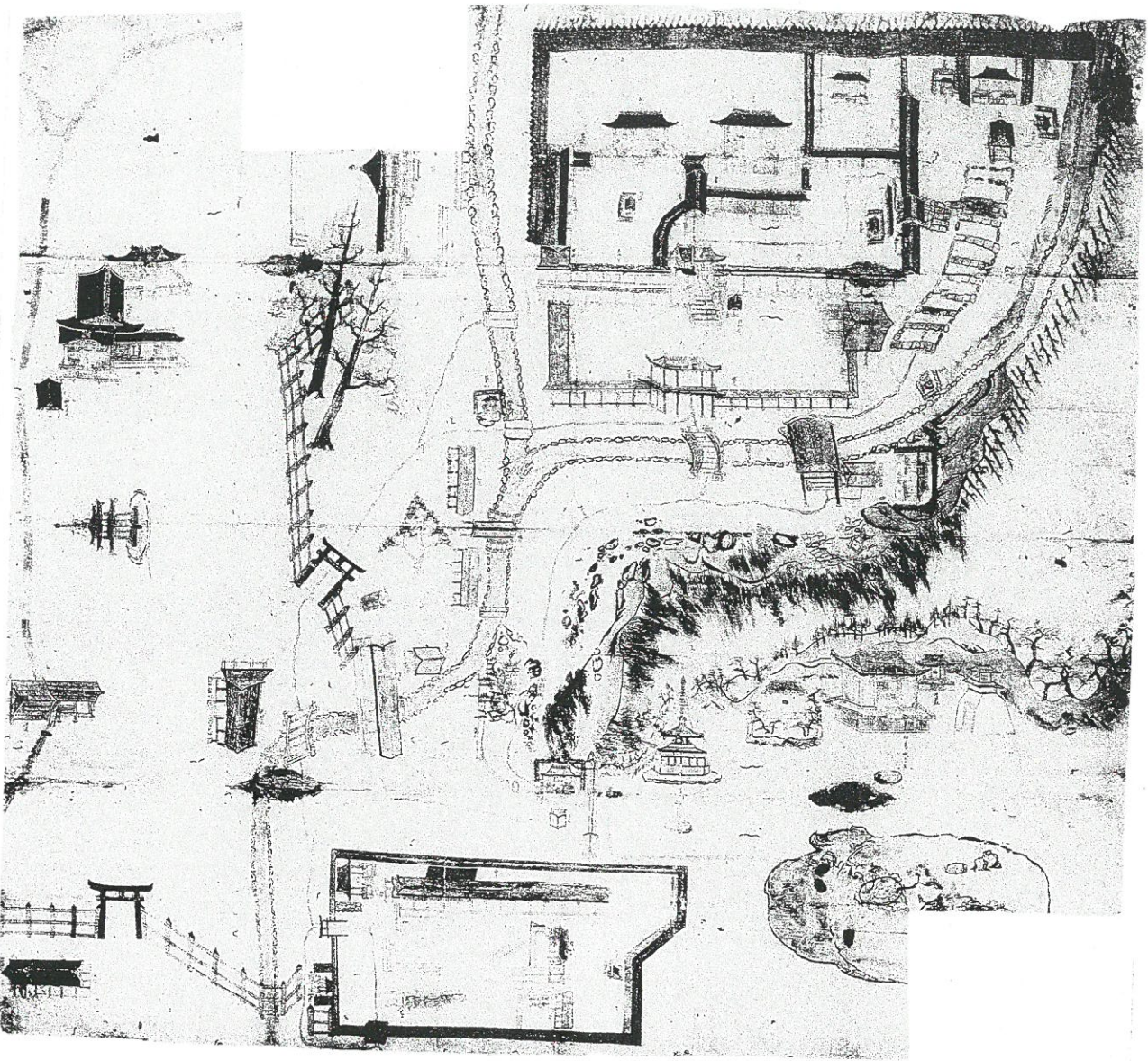
京都産業大学名誉教授・京都市歴史資料館長 井上満郎先生

平成 27 年 11 月 15 日 於賀茂別雷神社庁屋

編集者注：

録音ができなかったため、講演録はありません。当日配布予定であった講演のレジユメを次頁以下に掲載します。





賀茂別雷神社藏

賀茂別雷神社社頭繪圖

賀茂別雷神社社頭繪圖 一幅

紙本 著色 縦七尺三寸二分 横七尺九寸三分 京都 官幣大社賀茂別雷神社藏  
南面の正殿・假殿(權殿)を中心として渡廊・観音屋などの手前に四脚の中門があり、その東西は廊となり、前面に樓門があり、小川に架した反橋を渡つて西にゆく橋殿があり、その外の左右に土屋、細殿があり、二ノ鳥居を出ると東方に御所屋があつて一ノ鳥居に至る。その前には車宿がある。小川の東には長い棟を持つ廳屋と奈良社・御倉・酒殿・費殿の一郭があり、その東北の山麓には神宮寺の堂塔が立つ。眼を轉ずると、本社西には經所、その西南に院御所・小御所・神馬御殿があり、その南手に寶塔がある。院御所とは齋院の御所を指すのであらう。神宮寺などの佛教關係の建物や院御所のあたりの建物は今日その姿を消してゐるが、社頭の規模は殆どそのまゝの形態を以て現在に及んでゐるのである。本殿・權殿とも大床に狛犬を置く外に、その後の板壁に描く「影の狛犬」までも今日と同じである。但しその階隱は便宜上省略せられてゐる。經所の北方の一紙と、東南隅の一紙との尖はれてゐるのはいかにも殘念である。畫風から見ても室町初期若くは中期の製作と思はれるが、寫すところの景觀は、鎌倉末期頃のものであらうか。近年關目琴季氏が發見せられて本社に寄進せられたものに係る。本圖は昭和六年當社に於て玻璃版として複製し宮地博士の解説を附して篤志家に頒れた。

山城國風土記

賀茂社

(釋日本紀卷九)

山城の國の風土記に曰はく、可茂の社。可茂と稱ふは、日向の曾の峯に天降りましし神、賀茂建角身命、神倭石余比古の御前に立ちまして、大倭の葛木山の峯に宿りまし、彼より漸に遷りて、山代の國の岡田の賀茂に至りたまひ、山代河の隨に下りまして、葛野河と賀茂河との會ふ所に至りまし、賀茂川を見過かして、言りたまひしく、「狭小くあれども、石川の清川なり」とのりたまひき。仍りて、名づけて石川の瀬見の小川と曰ふ。彼の川より上りまして、久我の國の北の山基に定まりましき。爾の時より、名づけて賀茂と曰ふ。賀茂建角身命、丹波の國の神伊可古夜日女にみ娶ひて生みませるみ子、名を玉依日子と曰ひ、次を玉依日賣と曰ふ。玉依日賣、石川の瀬見の小川に川遊びせし時、丹塗矢、川上より流れ下りき。乃ち取りて、床の邊に挿し置き、遂に孕みて男子を生みき。人と成る時に至りて、外祖父、建角身命、八尋屋を造り、八戸の扉を堅て、八腹の酒を醸みて、神集へ集へて、七日七夜樂遊したまひて、然して子と語りたまひしく、「汝の父と思はむ人に此の酒を飲ましめよ」とのりたまへば、即て酒杯を擧げて、天に向きて祭らむと爲ひ、屋の葺を分け穿ちて天に升起き。乃ち、外祖父のみ名に因りて、可茂別雷神と號く。謂はゆる丹塗矢は、乙訓の郡の社に坐せる火雷神なり。可茂建角身命、丹波の伊可古夜日賣、玉依日賣、三柱の神は、蓼倉の里の三井の社に坐す。

賀茂社 今井似閑採扱。  
一 京都市左京区の賀茂御祖神社(下鴨神社)。二 神代紀に日向の(高千穂の)峰とあるのと同じ。逸文日向國知鋪郷の条(五二三)参照。天孫に従つて高天原から降つてきたことをいう。鴨武津身命(姓氏録、鴨積命(旧事記)ともいう。賀茂氏族が祖神として奉じた神。四神武天皇、五天皇の大和國征討の先導をした八咫鳥をこの神としている。六以下この神の遷履を語り、鴨氏族の播居地を次々と記す。葛城山(奈良県と大阪府の境の東麓は鴨氏族の中心地で鴨山神社、高鴨河治須岐託彦根命神社、鴨都波八重事代主命神社と出雲系有力神と融合した社がある。七次第次第に移動して、八京都府相楽郡加茂町。延喜式神名帳に岡田鴨神社とある。木津川に臨む地。木津川。川に沿つて北(下流)へ進む。三 桂川(葛野川)と賀茂川の合流点。木津川はその少し下流でこの河(淀川)に合流す。

の祭神。延喜式神名帳にまたの名は若雷とある。イカツチ神の子神の意。鴨神の系でカモを冠称した。三 京都府乙訓郡長岡町 井ノ内の乙訓神社(式には乙訓坐火雷神社。以下は三井社の条と同じ内容。)

三井社

又、曰はく、蓼倉の里、三身の社。三身と稱ふは、賀茂建角身命、丹波の伊可古夜日女、玉依日女、三柱の神のみ身坐す。故、三身の社と號く。今は漸に三井の社といふ。  
三井社 今井似閑採扱。  
六前条(賀茂社)と同一書(山城國風土記)の別の箇所からの引用であることをいう。  
七下鴨神社の北、京都市左京区蓼倉町が遺称地。和名抄の郷名に愛宕郡蓼倉(多天久良)とある。  
八下鴨神社本殿西の三所神社とする。旧社地は少しく東北方。延喜式の三井社。  
九賀茂社の条に見える。  
二 次第に訛つての意か。三身から三井になったというが恐らくは御井の意であらう。

本朝神代卷

其祭祀日乘馬

矣。志貴嶋宮御宇天皇之御世。天下學國。風吹雨零。尔時勅卜部伊吉若日子。令卜。乃賀茂神崇也。撰四月吉日。馬繫鈴。人蒙猪影而馳。以爲祭祀。能令禱祀。因之五穀成熟。天下豐年。乘馬始於此也。  
又云。初秦氏女子出于葛野河。澣濯衣裳。時有一矢。自上流下。女子取之還來。刺置於戸上。於是女子無夫懷妊。既而生男子也。父母恠之責問。爰女子答云。不知。再三詰問。雖經日月。遂云不知。父母以謂。雖然無夫而無生子之理也。我家往來近親眷族。隣里鄉黨之中。其夫應在。因茲辨備大饗。招集諸人。令彼兒執盃。祖父母命云。父止思人。可獻之。于時此兒不指衆人。仰觀行指戸上之矢。即便爲雷公。坼破屋棟。升天而去。故鴨上社号別雷神。鴨下社号御祖神也。戸上矢者松尾大明神是也。是以秦氏奉祭三所大明神。而鴨氏人爲秦氏之簪也。秦氏爲受簪以鴨祭讓與之。故今鴨氏爲禰宜奉祭。此其緣也。鴨祭之日楓山之葵挿頭。當日早朝。松尾社司等令費挿頭祈。參候内藏寮。祭使既來。置楓山葵於庭中。詔戸申使等。各挿頭出立。禰宜祝等賜祿物。又走馬。近衛二人捧謝幣。與禰宜祝俱參松尾神社。是乃父母子愛之義。芬芳永存之心也。



統日本紀 文德天皇二年三月九日(一九二)

○辛巳、山背國賀茂祭の日、衆を会めて騎射することを禁む。

夏四月庚子、賀茂神を祭る日に、徒衆会集ひて仗を執りて騎射することを禁む。唯し、当國の人は禁の限に在らず。

○乙未、詔したまはく、「賀茂の神祭の日、今より以後、國司毎年に親ら臨みて檢へ察よ」とのたまふ。

大和國神名

賀茂朝臣 賀茂神 社を齋き奉りき。

比年以來、祭賀茂神之日、會集人馬、悉皆禁斷。自今以後、任意聽祭、但祭礼之違勿令鬪亂。

天平十年四月廿二日

賀茂朝臣 賀茂の氏名は鴨とも書き、後の大和國葛上郡上梟・下梟郷(奈良縣御所市櫛羅・小林・三室・竹田辺り)の地名にもとづく。

太政官符

應科決被差賀茂祭騎兵致拒捍土浪人事

右得山城國解解管八箇郡司解解。件祭騎兵擇土浪人堪事者差進既畢。而寄事高家不順國仰。若不

言上恐有後責。仍注拒捍人交名申送者。國檢案內承引之輩不及廿人。陳列之儀當致闕怠。望請官

裁。如此之類不限土浪。不論蔭贖。行齋之外決答五十。以懲將來者。中納言兼右近衛大將從三位行春

宮大夫藤原朝臣時平宣。可贖之色。國司先勘其過。依法責贖。自餘依請。

寬平九年四月十日

賀茂建角身命

八咫鳥是神也

大和國宇陀郡八咫鳥神社

山城國愛宕郡久我神社

同國同郡三井神社

已上鎮坐三箇所

母丹波國神野神伊可古夜日賣 神名帳曰丹波國祭

玉依日子 可茂縣主寺遠祖也 田郡神野神社是也

母同 賀茂別雷命 父丹塗矢 乙訓坐火雷

鴨御祖神是也 亦秦氏大系帳者戶上矢者松尾大明神是也。松尾大明神者大山咋神用鳴鐘

鴨君 鴨の氏名は、『延喜式』神名帳、撰津國嶋下郡条の三嶋鴨神社、河辺郡条の鴨部神社のいずれかの地と關係

するか未詳。有馬郡にも加茂村(兵庫縣三田市加茂)があり、この地を本拠としたことも考えられる。

山背國神名

賀茂朝臣 賀茂の氏名は、『延喜式』神名帳、撰津國嶋下郡条の三嶋鴨神社、河辺郡条の鴨部神社のいずれかの地と關係

するか未詳。有馬郡にも加茂村(兵庫縣三田市加茂)があり、この地を本拠としたことも考えられる。

賀茂朝臣 賀茂の氏名は、『延喜式』神名帳、撰津國嶋下郡条の三嶋鴨神社、河辺郡条の鴨部神社のいずれかの地と關係

するか未詳。有馬郡にも加茂村(兵庫縣三田市加茂)があり、この地を本拠としたことも考えられる。

賀茂朝臣 賀茂の氏名は、『延喜式』神名帳、撰津國嶋下郡条の三嶋鴨神社、河辺郡条の鴨部神社のいずれかの地と關係

するか未詳。有馬郡にも加茂村(兵庫縣三田市加茂)があり、この地を本拠としたことも考えられる。

賀茂朝臣 賀茂の氏名は、『延喜式』神名帳、撰津國嶋下郡条の三嶋鴨神社、河辺郡条の鴨部神社のいずれかの地と關係

するか未詳。有馬郡にも加茂村(兵庫縣三田市加茂)があり、この地を本拠としたことも考えられる。

賀茂朝臣 賀茂の氏名は、『延喜式』神名帳、撰津國嶋下郡条の三嶋鴨神社、河辺郡条の鴨部神社のいずれかの地と關係

するか未詳。有馬郡にも加茂村(兵庫縣三田市加茂)があり、この地を本拠としたことも考えられる。

賀茂朝臣 賀茂の氏名は、『延喜式』神名帳、撰津國嶋下郡条の三嶋鴨神社、河辺郡条の鴨部神社のいずれかの地と關係

するか未詳。有馬郡にも加茂村(兵庫縣三田市加茂)があり、この地を本拠としたことも考えられる。

賀茂朝臣 賀茂の氏名は、『延喜式』神名帳、撰津國嶋下郡条の三嶋鴨神社、河辺郡条の鴨部神社のいずれかの地と關係

するか未詳。有馬郡にも加茂村(兵庫縣三田市加茂)があり、この地を本拠としたことも考えられる。

賀茂朝臣 賀茂の氏名は、『延喜式』神名帳、撰津國嶋下郡条の三嶋鴨神社、河辺郡条の鴨部神社のいずれかの地と關係

するか未詳。有馬郡にも加茂村(兵庫縣三田市加茂)があり、この地を本拠としたことも考えられる。

賀茂朝臣 賀茂の氏名は、『延喜式』神名帳、撰津國嶋下郡条の三嶋鴨神社、河辺郡条の鴨部神社のいずれかの地と關係

するか未詳。有馬郡にも加茂村(兵庫縣三田市加茂)があり、この地を本拠としたことも考えられる。

賀茂朝臣 賀茂の氏名は、『延喜式』神名帳、撰津國嶋下郡条の三嶋鴨神社、河辺郡条の鴨部神社のいずれかの地と關係

全神社数	825	38	39	8	7	2	5	23	7	1	3	18	3	1	2	1	4	0	0	0	1	0	
三重	1,439	193	24	86	33	14	6	44	21	116	11	37	4	3	3	6	6	0	1	9	1	12	1
滋賀	1,595	145	12	55	87	38	5	38	13	34	12	46	63	6	3	14	11	3	2	6	0	14	2
京都	568	13	4	39	12	0	4	16	2	4	1	28	2	1	1	19	2	2	0	0	1	0	0
大阪	3,840	450	53	186	173	107	18	203	14	74	29	81	70	2	6	32	104	376	40	13	0	52	1
兵庫	1,322	135	20	72	23	33	1	72	18	29	3	136	12	3	1	12	8	2	27	0	0	13	0
奈良	426	35	2	7	10	15	7	13	0	8	1	7	0	0	1	2	9	3	3	0	0	7	0
和歌山	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖繩	79,335	7,817	4,451	3,953	2,924	2,693	2,616	2,299	1,893	1,724	1,571	1,072	872	704	604	601	591	548	530	463	420	408	397
合計																							

水神信仰	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賀茂信仰	1	12	9	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
荒神信仰	0	1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋葉信仰	17	2	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	362	317	277	277																		



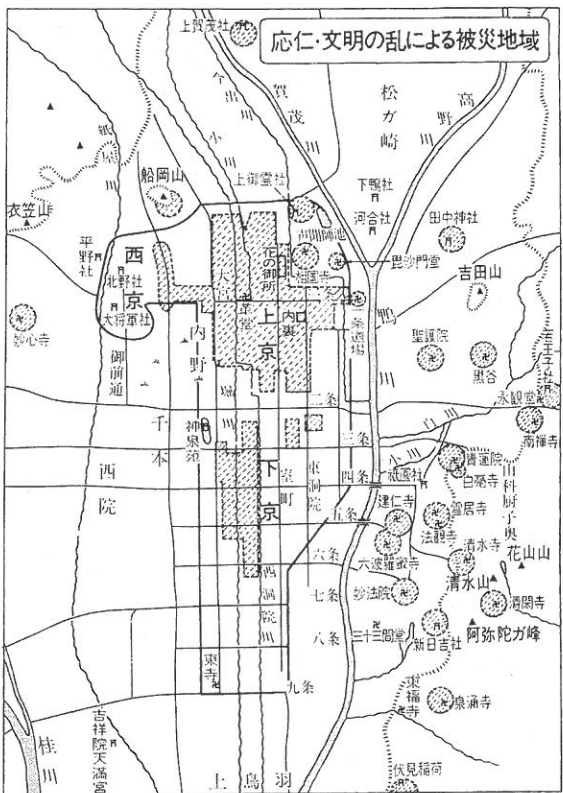
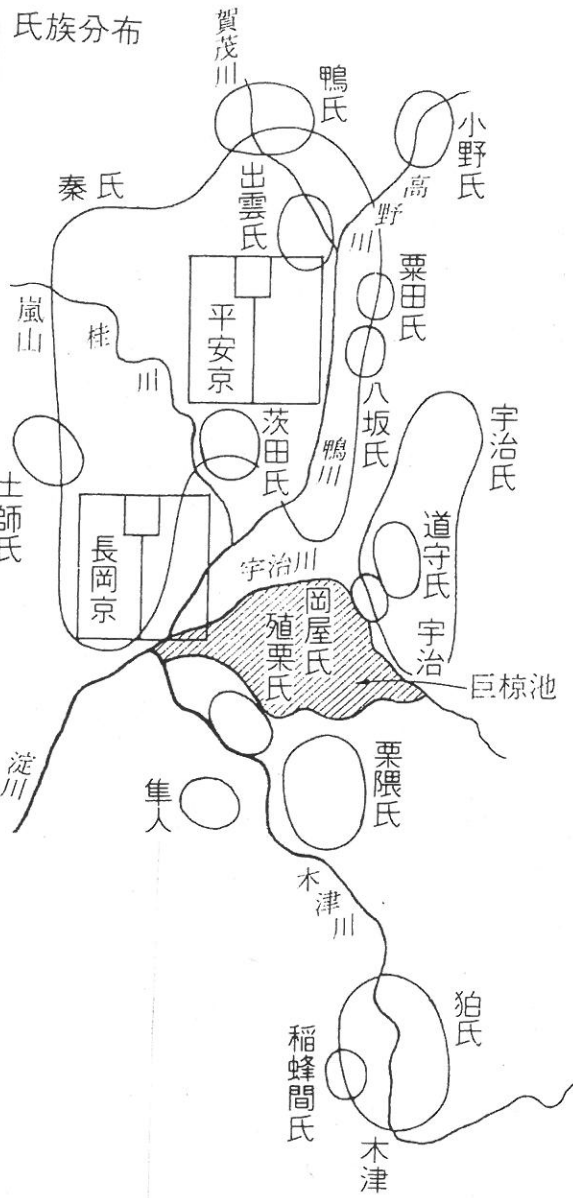


表 10 優婆塞貢進解にみえる山背国出身者

年月日	人名	年齢	本 貢
天平 6. 7. 27	鴨県主黒人	23	愛宕郡賀茂郷岡本里戸主鴨県主皆麻呂戸口
" 14. 12. 13	秦調日佐酒人	35	葛野郡橋頭里戸主秦調日佐堅万呂戸口
" 15. 1. 7	秦三田次	48	愛宕郡鳥部郷粟田朝臣弓張戸口
" 17.	狛人里麻呂	15	相楽郡戸主狛人麻嶋戸口
" 17.	葦占臣人主	32	宇治郡賀美郷戸主葦占臣東人戸口
" 17.	道守臣夏麻呂	17	宇治郡大國郷戸主道守臣高石之戸口
" 17.	内臣東人	17	綴喜郡内郷戸主内臣咋麻呂戸口
" 20. 4. 25	茨田連兄万呂	23	紀伊郡堅井郷戸主布勢君家万呂戸口
" 20. 4. 25	土師連東人	18	愛宕郡大野郷戸主土師連万呂戸口
" 20. 4. 25	鴨禰疑白髮部防人	18	愛宕郡
" 20. 4. 25	鴨禰疑白髮部防人	18	愛宕郡
宝龜 3. 2. 14	秦正月麻呂	23	紀伊郡大里郷戸主秦広吉戸口
" 3. 10. 23	日奉虫女	44	相楽郡賀茂郷戸主客得足戸口

表 9 國別出家人貢進数

国	人員	国	人員
左京	17	越前	3
右京	12	越中	1
山背	13	越後	1
大和	7	丹波	1
河内	8	但馬	1
摂津	1	因幡	2
和泉	1	伯耆	1
		出雲	1
伊勢	5	播磨	4
尾張	11	備前	1
参上	2	紀伊	4
遠上	2	阿波	1
江上	9	讃岐	4
常陸	1	伊予	2
近江	7	筑前	1
美濃	7	筑後	1
信濃	1		
若狭	1		

本籍に於る下級官の本業地

京・畿内			京・畿内		
国	郡	人員	国	郡	人員
京	左京	32	安宿	2	
	右京	22	高安	6	
			河内	0	
大和		30	讃良	0	
	添上	1	茨田	1	
	添下	1	大泉	3	
	平群	2	若江	2	
	広瀬	2	志紀	3	
	葛下	0	交野	1	
	忍海	1	渋川	0	
	宇智	0	丹比	2	
	吉野	2	未詳	11	
	葛上	2	和泉	5	
	城上	3	大鳥	0	
	山辺	1	和泉	3	
	高市	1	日根	0	
	宇陀	0	未詳	2	
	城下	1			
	十市	1	摂津	17	
	未詳	12	住吉	1	
山背		22	百済	2	
	乙訓	1	東生	0	
	葛野	2	西成	4	
	愛宕	10	島下	0	
	紀伊	0	豊島	2	
	宇治	1	河辺	1	
	久世	0	武庫	0	
	綴喜	0	島上	0	
	相楽	1	八部	0	
	未詳	7	能勢	0	
			菟原	1	
河内		36	有馬	0	
	錦部	1	未詳	6	
	石川	0			
	古市	4			

表 4 「山背国愛宕郡計帳」にみえる下級官人

続柄	位階・勲等	氏 姓名	年齢	官 職
1 戸主	從八位下勲十二等	出雲臣真足	51	
2 " 弟	從八位下勲十二等	出雲臣豊足	48	
3 " 弟	少初位上	出雲臣国上	35	授刀舎人
4 " 弟	少初位上	出雲臣国継	32	右兵衛
5 戸主	正六位下	出雲臣大嶋	?	?
6 " ? 男	少初位下	出雲臣馬長	31	位子
7 " 戸	勲十等	出雲臣隠加	45	
8 戸主		出雲臣八綱	45	大藏省使部
9 戸主	大初位上	出雲臣千依	69	
10 " 男	勲十二等	出雲臣嶋麻呂	30	
11 " 弟	少初位上	出雲臣牛養	37	右衛士府使部
12 戸主	大初位下	出雲臣粂	75	
13 戸主	大初位下	出雲臣君麻呂	?	?
14 戸主某戸	勲十二等	出雲臣麻呂	42	
15 戸主	少初位上	出雲臣広足	69	
16 " 男		出雲臣山村	26	太政大臣家位分資人
17 戸主		出雲臣嶋麻呂	48	從五位下大生部直美保万呂資人
18 戸主	大初位上	出雲臣肇	70	
19 " 男	大初位下	出雲臣安麻呂	42	北宮帳内
20 戸主		出雲臣大海	28	右鑄銭寮使部
21 " 母	大初位下	高市県主笠壳	66	
22 " 兄	少初位上	出雲臣置見	52	鑄銭寮史生
23 戸主	大初位下	出雲臣忍人	36	左大臣資人
24 " 戸	少初位上	出雲臣阿多	65	園池司使部
25 戸主		出雲臣麻呂	40	右大弁官使部
26 " 弟	少初位上	出雲臣乙麻呂	(34)	民部省使部
27 " 弟	少初位下	出雲臣弓麻呂	33	左大舎人
28 " 従父	少初位下	出雲臣沙美麻呂	40	阿部且臣筑紫資人
29 戸主	少初位上	出雲臣深嶋	45	造宮省工
30 " 弟		出雲臣古麻呂	42	営厨司工
31 戸主	從八位下	吳原忌寸五百足	53	右大舎人
32 戸主	從八位下	葛野大連隠麻呂	63	
33 " 男	少初位下	葛野大連馬甘	31	右大舎人

鴨部祝の氏名は、『延喜式』神名帳、河内国高安郡条にみえる鴨神社の祭祀に携わっていたことにもとづくものか未詳。栗田寛は「鴨部は、賀茂氏の部曲にはあるべからず、きはめて地名なるべし、神名式、河内国高安郡鴨神社、石川郡鴨習太神社など由あるか」とする。

鴨部祝の一族の人名は、他の史料にみえない。『延喜式』神名帳、摂津国嶋下郡条に三嶋鴨神社、河辺郡条に鴨部神社がみえ、この鴨部祝氏は、これらの神社の祝であったであろう。

鴨部祝の氏名は、かつて賀茂(鴨)氏の一族、もしくは賀茂氏に隷属していた氏族で、賀茂(鴨)神社を奉祀する神職、祝であったことにもとづく。

鴨部祝の氏名は、『延喜式』神名帳、河内国高安郡条にみえる鴨神社の祭祀に携わっていたことにもとづくものか未詳。栗田寛は「鴨部は、賀茂氏の部曲にはあるべからず、きはめて地名なるべし、神名式、河内国高安郡鴨神社、石川郡鴨習太神社など由あるか」とする。

鴨部祝の氏名は、『延喜式』神名帳、河内国高安郡条にみえる鴨神社の祭祀に携わっていたことにもとづくものか未詳。栗田寛は「鴨部は、賀茂氏の部曲にはあるべからず、きはめて地名なるべし、神名式、河内国高安郡鴨神社、石川郡鴨習太神社など由あるか」とする。

鴨部祝の氏名は、『延喜式』神名帳、河内国高安郡条にみえる鴨神社の祭祀に携わっていたことにもとづくものか未詳。栗田寛は「鴨部は、賀茂氏の部曲にはあるべからず、きはめて地名なるべし、神名式、河内国高安郡鴨神社、石川郡鴨習太神社など由あるか」とする。

鴨部祝の氏名は、『延喜式』神名帳、河内国高安郡条にみえる鴨神社の祭祀に携わっていたことにもとづくものか未詳。栗田寛は「鴨部は、賀茂氏の部曲にはあるべからず、きはめて地名なるべし、神名式、河内国高安郡鴨神社、石川郡鴨習太神社など由あるか」とする。

鴨部祝の氏名は、『延喜式』神名帳、河内国高安郡条にみえる鴨神社の祭祀に携わっていたことにもとづくものか未詳。栗田寛は「鴨部は、賀茂氏の部曲にはあるべからず、きはめて地名なるべし、神名式、河内国高安郡鴨神社、石川郡鴨習太神社など由あるか」とする。



**上賀茂神社** 北區上賀茂本山

賀茂川の東畔、神山(御生山)を背にして鎮座。平安遷都以前よりこの地に住した賀茂氏の氏神で、祭神は賀茂建角身命・玉依日売(延喜式)・神名帳の愛宕郡に「賀茂別雷神社(祭神名神)」とみえる。正式名称は賀茂別雷神社で、現左京区下鴨泉川町にある賀茂御祖神社を下鴨神社というのに対し、一般には上賀茂神社・上賀茂社という。

平安時代、朝廷より伊勢神宮に次ぐ尊崇を受けた上賀茂社は、祭礼・奉幣・行幸などが同日に行われ、合わせて一社の扱いを受ける場合も多い。文献上も両社を賀茂社と総称することが多くあり、区別のできぬ場合がままある。

〔祭神〕 創建については「山城国風土記」逸文に、賀茂伝説として次のごとく記される。

可茂社の神は日向國曾の峰に天降りした賀茂建角身命であり、その神は神後石余比古を先導して大和の葛木山(現御所市)に宿り、その地より山代國岡田の賀茂建角身命(加茂町)に移り、更に木津川を北上、賀茂川上流へ至り、久我の國の北山基に鎮座した。そこで賀茂建角身命は丹波國の神野(現兵庫県水上郡水町)の神野神社の神伊可古夜日売をめぐり、玉依日子・玉依日売の男女が生まれた。ある日娘の玉依日売が石川の瀬見の小川で川遊びをしてると、丹塗矢が川上より流れ下り、取って床の辺りに挿し置いたところ日売は男子を産んだ。成人して外祖父の賀茂建角身命が、汝の父と想う人に酒を飲ましめよといつたところ、その子は天に向かって祭をなし、昇天した。そこで建角身命はこれを賀茂別雷命と名付けた。実は彼の父は乙訓社の雷神だった。そして賀茂建角身命・神伊可古夜日売・玉依日売の三神は愛宕山にある三井社に座した。

この伝説から、賀茂氏は大和葛木山の地から移住したもので、奉齋する神は賀茂建角身命であること、旧社地は「久我の國の北山基」(現北區紫竹下鴨町)の久我神社の辺り、大宮の森とよばれる地であること、賀茂社の祭神は雷神・水神すなわち雷・水を神の性格の基調とした農耕神であること、などが知られる。賀茂御祖神社の社名は賀茂氏の祖先神を祭神とすることによるが、その神々の背後に農耕神の姿がかがえることは、神社の創建の古さを暗示する。

延暦三年(七八四)二月には長岡京(現長岡京市)遷都に伴い、上・下社に從二位の神位が与えられ(統日本紀)、この頃から朝廷と直接の関係が生れる。平安京遷都前年の延暦十二年(二月)には桓武天皇が志濃王(を)して賀茂社に遷都の事を奉告させ、延暦十三年(二月)には桓武天皇が初めて行幸、更に大同二年(八〇七)五月三日には伊勢神宮に次ぐ神社の地位を与えられ、正一位となった(日本紀略)。これら一連の出来事は、賀茂社がかつての地方神社から皇城の鎮護社となつたことによるが、祭祀権も賀茂氏から朝廷に移り、賀茂氏の後裔である賀茂郡主は賀茂社の神宮となる。

〔祭事〕 賀茂社にかかる最も古い記述は「統日本紀」文徳天皇三年(六八八)三月二二日条に「禁山背國賀茂祭日會衆騎射」である。また、大正二年(一九一三)四月三日条に「禁山賀茂祭日、徒衆會集、執儀騎射、唯當國之人不在禁限」とあり、いずれも賀茂祭の日(諸國から人が集まり騎射すること)を禁じている。更に和銅四年(七一)四月二〇日条には「詔賀茂神祭日、自今以後、國司毎毎年親臨檢祭焉」と賀茂祭に山背國司の臨検を詔している。また、天平一〇年(七三八)四月二二日の官符には「勅、比年以来、祭賀茂神之日、會集人馬、悉皆禁斷、自今以後、任意聽祭、但祭禮之庭勿令闌亂」と(類聚三代格と祭禮の股賑を明示する記事)もみえる。これら一連の記録から、賀茂社は奈良時代に既に強大な勢力を誇り、祭礼には各地から衆が集まり、律令政府がそれに統制を加えていたことが知られる。

〔祭事〕の最も重要な部分に神迎えをする巫女である阿礼乎止売の存在がある。「賀茂神宮鴨氏系図」によると清刀自女・真吉女・麻都比女・継虫女などが齋祝子すなわち阿礼乎止売であったと記され、賀茂郡主氏から女子を選んであつたことが知られる。しかしこの制は、弘仁元年(八一〇)に朝廷より未婚の内親王を齋王とすることとなり、賀茂郡主よりはなれた。ちなみに賀茂の齋王はその御所を齋院といつたことから、齋王自身を齋院とも称し、伊勢神宮の齋王(齋宮)と区別した。初代齋院は嵯峨天皇の第九皇女有智子内親王で、「一代要記」(嵯峨・賀茂)には「弘仁元年卜定(中略)齋院始也」と注記されている。この齋院の制は平安時代を通じて続いたが、後鳥羽院の時代に「嘉陽門院(中略)第百三十三代土御門院治六年(元元)年卜定、以後斷絶」と(齋院)「二十二社註記」あり、廢絶した。

齋院の設置とともに祭礼も朝廷が主催するにふさわしい形式を整える。現行の祭礼の主なもの、日馬奏覧神事(二月一日)、御朔神事(二月三日)、競馬會神事(五月五日)

日、御阿礼神事(五月一日)、賀茂祭(五月一日)、御手代神事(七月一日)、鳥相撲神事(九月九日)などである。賀茂社の祭礼の中心は賀茂祭で、「山城国風土記」逸文に次のようにみえる。

其の祭祀の日、馬に乗ることは、志貴島(宮)に御宇しめし(天皇)の御世、天の下園(御)りて風吹き雨零りて、百姓(含)愁へき。その時、卜部、伊吉の若日子に勅してト(へ)したまふに、乃ちト(へ)て、賀茂の神の崇なりと奏しき。仍りて四月の吉日を撰びて祀るに、馬は鈴を掛け、人は猪の頭を蒙りて、駟馳せて、祭祀を為して、能く禱き祀らしたまひき。因りて五穀成就り、天の下豊平なりき。馬に乗ること此に始まれり。

ここにみられる動物(供)儀と、豊凶の年占の慣習は極めて原始的な祭祀の姿をとどめ、祭礼の核心が「駟馳」であつたことは、この記事や前述の「統日本紀」に「騎射」が禁止されていることなどからも知られる。「騎射」や「駟馳」が神事から芸能化されたのが競馬である。

ただし競馬については、「賀茂皇太后宮記」には、五月五日くらへ馬の神事は、堀川の院の御宇に勅願成就まし(ければ)天下の御祈(り)としてはじめ寛治七年に敬神のためにくらへ馬をよせ奉らせ給ふよし所見也、かの武徳殿のおもかげをうつつして、勝負につけて衆を奏し、神宝等先以前にわたる也。

とみえ、寛治七年(一〇九三)宮廷の武徳殿の式を移したのに始まる。本来当社の神事であつた「駟馳」や「騎射」が、このように宮中行事の式に位置づけられたのは、平安時代に至り齋王と奉幣使とを祭儀の中心的役割に据えるという、賀茂祭の官祭化に伴う意味の変化である。

祭には、先立つて齋院御禊が賀茂河原で行われる。この行事は華やかで「源氏物語」葵の巻に、御禊の日、上達部など、数さだまりて、つかうまつり給ふまじきなど、おぼえことに、かたちあるかぎり、下襲の色、上の袴の紋、馬鞍まで、みな整へたり。とりわきたる宣言にて、大將の君もつかうまつり給ふ。かねてより、物見車、心つかひしけり。一條の大路、所なく、むくつきまで騒ぎたり。とてろくろの御敷敷、心にくく、しつくしたるしつらひ、人の袖口さへ、いみじき見物なり。

とその賑が描かれ、やがて葵の上と六条御息所との「車争い」も、この見物の場に設定されている。いわゆる「葵祭」といわれる祭の日には、紫宸殿での儀式の後、勅使・齋王以下がまず下鴨社に向かい、次いで上賀茂社に至り社頭の儀を行うが、この日も、また翌日の齋王が齋院に帰る「還立」(まつりのかへき)にも見物人が多かった。承保三年(一〇七六)には毎年四月の中西日を行幸の式日と定めている(扶桑略記 三月四日条)。

寛平元年(八九九)より、四月の賀茂祭に対し一月の下西日に臨時祭が始られた(帝王編年記 二月二日条)。昌泰二年(八九九)には臨時祭元例たるべきことが定められた(日本紀略 二月一日条)。そして天禄二年(九七二)より朝廷の制に擬して神宝神馬等を献ずる棋家の「御賀茂詣」が、摂政藤原伊弉によって始められた(同書九月二六日条)。これらについて、清少納言は「枕草子」に「見ものは臨時の祭。行幸。祭のかへき。御賀茂詣」と記している。

齋王の廃止に伴い、「還立」や「御賀茂詣」は鎌倉時代の後鳥羽天皇の時に廢絶したが、賀茂祭は平安時代以来の華美となり、風流を尽くす車や供人装束が過差として禁止されるほどであつた(建久二年三月二日後鳥羽天皇宣旨)。「宣胤卿記」文龜二年(一一五〇)四月九日条に「賀茂祭礼 乱来不及沙汰」とあつて、心仁の乱以來中絶した。以後長らく行われず、江戸時代の元禄七年(一六九四)四月に至り、賀茂祭料として幕府より下り米を請取り、ようやく復興された公卿補任・鴨野正彦家文書。

一方、「枕草子」に、賀茂の臨時の祭、空の曇り、さびげなるに、雪すこしうら散りて、挿頭花、青摺などにかかりたる、えもいはずをかし。太刀の鞘のきはやかに、黒うまだらにて、ひろる見えたるに、半臂の緒のやうしたるやうにかかりたる、地摺の袴のなかりより、水かとおどろくばかりなる打目など、すべいとめでたし。いまずこしおほくわたらせまはしきに、使はかならずよき人ならず、受領となるは目もとまらずにくげなるも、藤の花にかけたるほどはをかし。なほ過ぎぬるかたを見送るに、陪從のしなおくれたる、柳に挿頭の花吹わりなく見ゆれど、泥障いとたかうち鳴らして、「賀茂の社のゆふたすき」とうたひたるは、いとをかし。

と描かれた一月の臨時祭は、これより更に遅れ、文化十一年(一一八四)ようやく復興する公卿補任。また洛中洛外神社祭礼之事には下鴨神社として、「四月

中ノ日御蔭神事、同ノ西ノ日葵神事」とあり、それれの祭礼の道筋が記されている。葵祭については、

葵祭 近衛使参向道筋 興御門より舁形口下鴨社(参向)、規式相濟下鴨より舁形、夫より堤通上賀茂社(参向)、規式相濟上賀茂より堤通り近衛使退去

とみえる(御蔭祭は左京区の御蔭神社)。

明治三年(一八七〇)三月四日、太政官より「賀茂社其外臨時祭名称不相叶儀ニ付令被止候事」という通達が出され、臨時祭は廢絶した。賀茂祭は葵祭として今日なお五月一日に行われ、京都御所一上賀茂社の間にかつての王朝繪巻の行列を繰り広げている。

〔社領〕 延暦四年(七八五)一月、下・上社に愛宕郡封各一〇戸が宛行われ三代実録、寛仁元年(一一〇一)一月、賀茂社に幸したる後一条天皇は山城國愛宕郡のほとんども賀茂社に寄進した(日本紀略)。このうち上賀茂社には賀茂郷・小野郷・錦部郷・大野郷があげられたが、この地域が中世には賀茂六郷の名でよばれ、上賀茂社領の中心となつた地域である(賀茂六郷)。

それ以外の中世の社領としては、寿永三年(一一八四)四月三日に、鎌倉の源頼朝にあて諸國にある四一カ所の賀茂社領への武家の狼藉を止めるべき旨の院庁下文が発せられており(喜友也)、それにより次の荘園名が確認できる。

近江國丹波庄・安曇河御厨、美濃國長尾庄、尾張國高島庄・玉井庄、參河國小野田庄、遠江國比木庄・笠名郷・落居浜、丹波國由良庄・私市庄、摂津國米谷庄、播磨國安志庄・林田庄・室塩屋御厨、美作國倭文庄・河内庄・便補保、備前國山田庄・竹原庄、備後國有福庄、伯耆國星河庄・稻積庄、出雲國福田庄、伊予國菊方庄・佐方庄、周防國伊保庄・矢嶋・柱嶋・龜戸関、和泉國深井・宮作庄・淡輪、淡路國佐野庄・生穂庄、紀伊國紀伊浜御厨、阿波國福田庄、能登國土屋庄・桃浦・賀茂庄・羽咋、若狹國宮川庄、矢代浦、加賀國金津庄、越中國新保御厨、

また文治二年(一一八六)九月五日源頼朝御判下文(喜友也)によれば、山城國の森本郷・水主郷・富野郷・奈島郷・草内郷・奈木郷などが賀茂社領となつている。

〔社殿〕 社殿造営の初見は、「二十二社註記」にみえる「入皇四代天武天皇白鳳六年(二月)丙子、山背國管賀茂神宮云々」であるが、史実か否かは確定できない。上賀茂社では長元九年(一一三六)の後一条天皇の勅により、二年式年造営が行われたと伝わるが、時代によりしばしば式年造営が行われなかつたこともあつた。

「賀茂注進雜記」は「或記日」として、本殿造営の勘例を、安和元年(九六八)・正暦五年(九九四)・長暦元年(一〇三三)・康平三年(一〇六〇)・康和五年(一〇三三)・嘉承元年(一一〇六)・天永三年(一一二二)・保延六年(一一四〇)・康治二年(一一四三)・承安二年(一一七二)・治承三年(一一七九)・正治元年(一一九〇)・建保五年(一一七七)・弘長二年(一一六三)・嘉元三年(一一三〇)・長元元年(一一三二)・貞和二年(一一四三)・應安三年(一一七〇)・至徳元年(一一三八)・心永三年(一二二五)・永享七年(一四三三)末社造営(弘治二年(一五五〇)・天正一九年(一五九二)・寛永五年(一六二八)・延宝七年(一六七九)と記している。

これ以後では、正徳三年(一一七二)にも造営が行われた記録がある(寛代心得書など)。現在の本殿は文久三年(一八六三)の建造で三間社二面の流造。同年に造られた権殿とともに国宝に指定される。細殿・橋殿・土舎馬場殿・庁舎・祝詞舎・透廊・東西御供所・楽所・神宝庫・唐門・中門・東西局・幣殿(忌子殿)・高倉のほか一八棟の建物は、すべて寛永五年の造営で重要文化財となつている。上賀茂社の末社については「山城名跡巡行志」は次のごとく記す。

小祠社 橋本社、在楼門、西石橋、北傍。 棚尾社、在四門段階、右。 杉尾社、在本社傍、若宮。 在本社東傍、新宮。 在若宮東、山尾社。 在新宮右傍、藤尾社。 在新宮南、土師尾社。 在御礼屋前、諏訪社。 片岡社、在樓門外河東、沢田社。 在諏訪東、岩本社。 在沢田社、奈良社。 在若本南、河尾社。 在同廊良玉垣外、山森社。 在本社西馬場、氏神社。 在二鳥居、坪。

また同書は独立した末社として境内の片山御子神社・境外の大田神社・福徳社・鴨岡本社をあげ、境外小祠として流木神祠を記す。

